

【スポーツ庁国庫補助事業】

2020年度地域交流(都道府県・市区町村交流)

## 交流実施に関する留意事項

標記交流の実施を希望する場合は、下記の内容を事前に確認すること。

### 1. 交流の取り扱いについて

#### <派遣・受入>

- 実施要項「3. 交流方式と基準—(6)構成の要件」に記載の内容を確認すること。

### 2. 派遣・受入の対象経費について

#### <派遣>

##### 渡航費(航空運賃)

- 実費。対象国に応じて、下記の金額を上限とする。  
【韓国】 50,000円  
【中国】 90,000円  
【ロシア】 180,000円
- 日本団員の委託対象人数は20名までとし、その内、選手は原則10名以上、同行役員(監督・コーチ・本部役員・通訳)は2名までとする。なお、団員は交流に全日程参加することとし、途中参加や途中帰国した者については委託対象外とする。
- 委託対象航空運賃は次のとおりとする。  
エコノミー団体航空券、国内空港施設使用料、国際観光旅客税、海外空港税、航空保険料、燃油サーチャージ  
※国内経由便を利用する場合は、海外航空券(日本⇄対象国)のみ対象とする。
- 参加団員の辞退または交流中止などによって発生するキャンセル料については、委託対象外とする。

#### <受入>(委託対象経費上限:【韓国】5泊6日、【中国・ロシア】6泊7日)

活動のすべて(文化探訪を含む)を受入県内で行うこととする。ただし、対象国選手団の利用空港については、利便性の観点から、県内外を問わない。

#### ① 諸謝金(日本側通訳謝金)

- 1日15,000円を委託対象上限額とする。
- 通訳の委託対象人数は1名までとする。

#### ② 滞在費(対象国団員宿泊費)

- 実費。1人1泊13,000円を委託対象上限額とする。
- 対象国団員委託対象人数は20名までとし、その内、選手は原則10名以上、同行役員(監督・コーチ・本部役員・通訳)は2名までとする。

#### ③ 旅費(日本側運営役員・日本側通訳宿泊費)

- 実費。1人1泊13,000円を委託対象上限額とする。
- 日本側の通訳および運営役員の委託対象人数は各1名までとする。

#### ④ 借損料

- (1) 競技会場・施設借上げ

- 実費。1交流50,000円を委託対象上限額とする。
- 競技を実施するために必要と認められる設備・備品のみ委託対象とする。  
(例：会場、更衣室、照明、競技用具、電光掲示板)
- 国内の総合大会などに対象国団員が参加する場合は委託対象外とする。

(2) 対象国団員国内移動バス借上げ

- 実費。1日50,000円を委託対象上限額とする。
- 有料道路通行料がバス借上げ料と明確に区別されている場合は委託対象外とする。

※業者への見積り依頼時および収支予算書作成時には、上記科目のみ記載することとし、委託対象外のもの（例：ユニフォーム作製費用、文化探訪入場料等）については記載不要とする。  
なお、委託対象外の項目が見積書に記載されている場合（例：渡航費の見積書に海外旅行保険の費用が記載されている等）は、収支予算書の「その他」の欄に記載すること。

<証憑書類について>

- ・ 1社への発注金額が10万円以上となる場合には、見積り合せ（原則2社以上）を行い、見積書を添付すること。
- ・ 1社への発注金額が10万円未満の場合には、委託金交付申請書類提出時の見積書および購入物品リストも提出すること。
- ・ 見積書・請求書・領収書等の宛名は、原則として「公益〇〇法人都道府県体育・スポーツ協会」に統一すること。なお、宛名が異なる場合は、その理由を明記した理由書を提出すること。
- ・ 決算書の算出根拠となる資料（各種料金表など）を提出すること。

**3. 対象国を含む3カ国以上で実施する交流事業について**

<派遣>

対象国への派遣に係る日本団の航空運賃のみ委託対象とする。

<受入>

- 対象国の1カ国に係る経費（宿泊費、通訳謝金）のみ対象とする。
- 会場・施設借り上げ料は対象外とする。
- バス借り上げ料は対象国が明確に区分できる場合のみ、対象とする。

**4. 今後の流れについて**

- ① 実施希望調査（回答）を当協会にて精査。
- ② 3月末迄に当協会から当該都道府県体育・スポーツ協会に内定・非内定通知文書を送付。
- ③ 交流実施30日前までに当該都道府県体育・スポーツ協会は委託金申請書類を当協会へ提出。  
※事業実施30日前までに提出がない場合は、内定取り消しとすることがある。  
※実施希望調査時に提出した事業概要、日程表、収支予算に変更が生じた場合は、早急に当協会まで報告すること。また、変更の内容によっては内定取り消しとなる場合がある。
- ④ 交流終了45日後までに、決算資料を当協会へ提出。